

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行田市は、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

埼玉県行田市長

## 公表日

令和7年12月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付(介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費)の支給及び支給決定の変更、地域生活支援事業(移動支援事業、日中一時支援事業、日常生活用具の支給等)の実施に関する事務。
③システムの名称	・障害福祉システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援給付台帳ファイル、地域生活支援事業支援台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」) 第9条第1項、別表117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)(以下「番号法19条8号省令」)  【情報提供の根拠】 ・番号法19条8号省令 第2条の表11、20、37、75、80、144、155、161の各項、第13条、第22条、第39条、第77条、第82条、第146条、第157条、第163条  【情報照会の根拠】 ・番号法19条8号省令 第2条の表144、145、146の各項、第146条、第147条、第148条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総務部総務課 電話048-556-1111
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市健康福祉部福祉課 電話048-556-1111
-----	--

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を原則としている。 また、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。

## 9. 監査

実施の有無 [  ] 自己点検 [  ] 内部監査 [  ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [  ] 十分に行っている [  ]   
 <選択肢>  
 1) 特に力を入れて行っている  
 2) 十分に行っている  
 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> ] 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> ] 十分である [ <input type="checkbox"/> ]  <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	福祉課長 江利川 芳治	福祉課長 夏目 真利	事後	
平成29年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2015/8/1	2017/4/1	事後	
平成29年6月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2015/8/1	2017/4/1	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	福祉課長 夏目 真利	課長	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2017/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2017/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策				様式変更に伴い新規記載
令和2年6月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	事後	機構改革に伴う変更
令和2年6月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年6月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年12月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	事後	
令和2年12月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	事後	
令和2年12月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2020/4/1	2020/10/1	事後	
令和2年12月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2020/4/1	2020/10/1	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2020/10/1	2021/11/1	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2020/10/1	2021/11/1	事後	
令和4年12月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2021/11/1	2022/11/1	事後	
令和4年12月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2021/11/1	2022/11/1	事後	
令和6年9月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2022/11/1	2024/4/1	事後	
令和6年9月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2022/11/1	2024/4/1	事後	
令和6年9月11日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱うための法律による自立支援給付(介護給付)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付(介護給付)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付(介護給付)	事後	
令和6年9月11日	I 関連情報 3.個人番号の利用	1 行政手続における特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	・行政手続における特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月)	事後	
令和6年9月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和7年12月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2024/9/30	2025/11/1	事後	
令和7年12月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2024/9/30	2025/11/1	事後	
令和7年12月17日	IV リスク対策		8.人手を介在させる作業、11.最も優先度が高いと考えられる対策の追記	事後	様式変更に伴い新規記載